

平成30年5月31日
長野県松本児童相談所

松本児童相談所管内の児童相談の状況

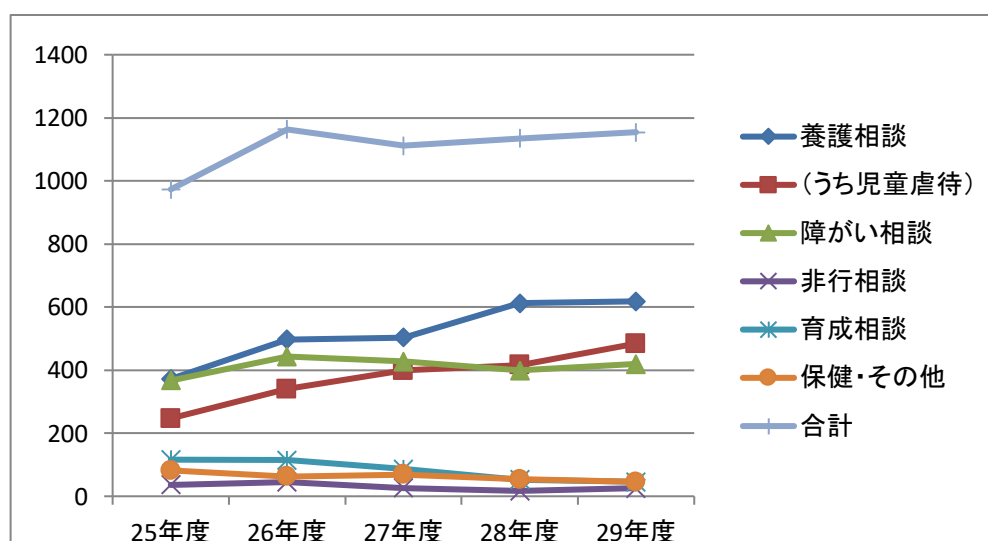
《平成29年度の数字は速報値です》

1 相談種別受付状況の推移

(単位: 件)

種別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比	うち松本市分	構成比
養護相談	372	497	503	612	618	53.5%	316	54.4%
(うち児童虐待)	247	340	399	416	484	41.9%	242	41.7%
障がい相談	367	443	427	399	419	36.3%	204	35.1%
非行相談	36	45	26	17	25	2.2%	14	2.4%
育成相談	116	115	86	53	46	4.0%	22	3.8%
保健・その他	82	63	69	54	46	4.0%	25	4.3%
合計	973	1163	1111	1135	1154	100.0%	581	100.0%

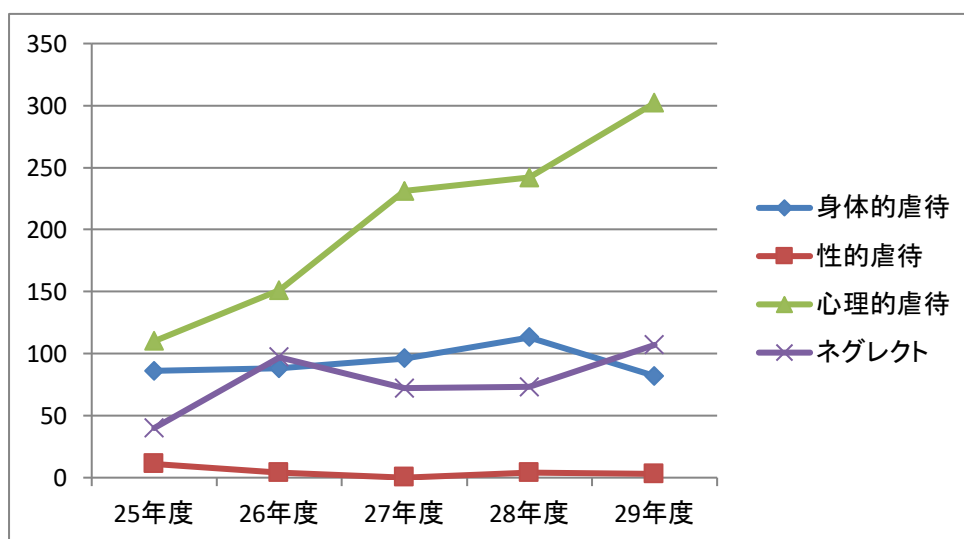
全相談受付件数に占める松本市の割合 50.3 %



2 児童虐待区分別相談件数の推移

(単位:件)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比	うち松本市分	構成比
身体的虐待	86	88	96	113	82	16.6%	43	17.6%
性的虐待	11	4	0	4	3	0.6%	1	0.4%
心理的虐待	110	151	231	242	302	61.1%	150	61.2%
ネグレクト	40	97	72	73	107	21.7%	51	20.8%
合計	247	340	399	432	494	100.0%	245	100.0%



3 虐待相談の経路

(単位: 件)

経路	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比
家族・親戚	38	60	43	50	55	11.1%
児童本人	3	2	6	6	5	1.0%
近隣・知人	19	27	21	35	20	4.0%
市町村	58	51	49	52	67	13.6%
医療機関	20	9	4	9	7	1.4%
福祉施設	2	15	7	9	6	1.2%
警察	50	94	200	211	228	46.2%
学校等	37	41	49	25	34	6.9%
その他	20	41	20	35	72	14.6%
合計	247	340	399	432	494	100.0%

要
対
協
構
成
機
関69.3
%

(その他には長野県児童虐待・DV24時間ホットライン等を含む)

4 主たる虐待者の推移

(単位: 件)

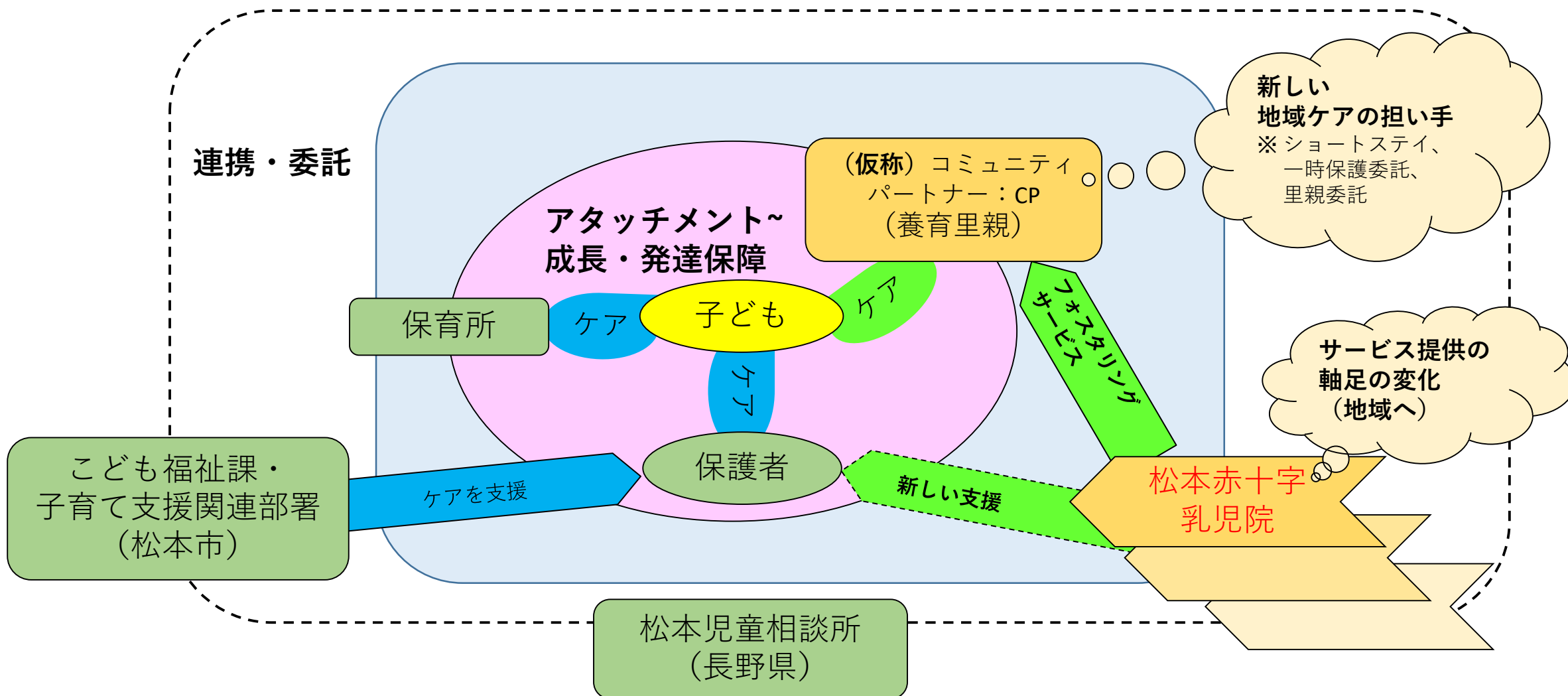
虐待者	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比
実父	87	148	208	188	230	46.6%
実父以外の父	13	13	19	44	20	4.0%
実母	143	170	163	195	233	47.2%
実母以外の母	4	1	2	2	0	0.0%
その他	0	8	7	3	11	2.2%
合計	247	340	399	432	494	100.0%

5 虐待相談結果の推移

(単位: 件)

対応	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比
施設入所	16	13	16	15	23	4.7%
里親委託	0	1	0	3	1	0.2%
面接指導	227	316	378	400	461	93.3%
その他	4	10	5	14	9	1.8%
合計	247	340	399	432	494	100.0%

将来ビジョン：「信州松本・新しい育みプロジェクト」支援イメージ (コミュニティベースのケア)



5 里親委託後も子育てを応援します

児童相談所等の職員が、面接、訪問等により、子どもの成長の様子をみながら、里親の相談に応じていきます。

また、研修会、交流会、サロンで、養育技術を向上させたり、里親（里子）同士の交流、情報交換を行うことができます。

子どもを育てるために必要な費用として、毎月、養育里親委託中は委託費（一般生活費と里親手当など）が、養子縁組里親委託中は一般生活費が支払われます。

◇ 県内の児童相談所

所 名	住 所	電話・ファクシミリ	管 轄 区 域
中央児童相談所	〒380-0872 長野市南長野 妻科 144	TEL. 026-238-8010 FAX. 026-238-8025	長野市・上田市・須坂市・ 中野市・飯山市・千曲市 小県郡・埴科郡・上高井郡・ 下高井郡・上水内郡・下水内 郡
児童相談所 広域支援センター (松本駐在)		TEL. 026-238-8030 FAX. 026-238-8025 TEL. 0263-91-3310	
松本児童相談所	〒390-1401 松本市波田 9986	TEL. 0263-91-3370 FAX. 0263-92-1550	松本市・大町市・塩尻市・ 安曇野市・木曽郡 東筑摩郡・北安曇郡
飯田児童相談所	〒395-0157 飯田市大瀬木 1107-54	TEL. 0265-25-8300 FAX. 0265-28-1027	飯田市・駒ヶ根市 上伊那郡（飯島町・中川村・ 宮田村） 下伊那郡
諏訪児童相談所	〒392-0131 諏訪市大字湖 南 3248-3	TEL. 0266-52-0056 FAX. 0266-52-0057	岡谷市・諏訪市・伊那市・ 茅野市・諏訪郡 上伊那郡（辰野町・箕輪町・ 南箕輪村）
佐久児童相談所	〒385-0022 佐久市岩村田 3152-1	TEL. 0267-67-3437 FAX. 0267-67-3449	小諸市・佐久市・東御市・ 南佐久郡・北佐久郡

里親になるには・・・



1 里親とは

さまざまな理由で、親と一緒に暮らせない子どもを、家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と正しい理解で、その成長をサポートする人です。つまり、里親制度は、子どもの福祉のための制度です。

里親には、一定期間養育する養育里親、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする専門里親、養子縁組によって養親になることを希望する養子縁組里親、があります。

2 里親になるための要件は

次のように定められています。（児童福祉法施行規則等）

- ①子どもの養育に対する理解と熱意があること
- ②子どもへの豊かな愛情を有していること
- ③法律により定められた研修（講義・演習・実習）を受講していること
- ④里親を希望する者又はその同居人が法律に規定する欠格事由に該当しないこと
- ⑤経済的に困窮していないこと など

※その他、社会的養護の理解があるか、関係機関（児童相談所等）と協働が可能かも認定の判断指標です。

3 里親になるには

児童相談所、児童相談所広域支援センター及び市町村の職員が、面接したり、家庭を訪問して、子どもを養育できる状況にあるか調査します。また、研修を受講し、施設実習を行います。

その調査に基づき、県が児童福祉審議会の意見を聴きながら、里親としての適否を審査し、適当と判断される場合に、里親として認定します。

4 子どもとの出会いは

児童相談所で、子どものニーズと里親の家庭状況などを照らし合わせ（マッチングし）検討します。

その後、子どもと里親が交流する中で、子どもの様子をみながら、一緒に暮らすことがよいと判断された場合には、子どもの養育を正式にお願いします。



里親登録までの流れ

